

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	鶴 原 繁
登録番号又は法人番号	1 0 3 2 0 4 4 3
所属する単位会	島根県行政書士会
事務所名称	鶴原行政書士事務所
事務所所在地	島根県出雲市稲岡町44番地
処分年月日	令和7年12月9日
処分内容（種類）	6か月間の会員の権利停止
上記処分をした理由	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴原繁会員は、平成29年6月10日から令和6年7月19日までの間、司法書士等他士業の業務を報酬を得て行ったことによる。よって、行政書士法第1条の2第2項及び行政書士法第10条並びに島根県行政書士会会則第61条に違反。 ・鶴原繁会員は、令和元年6月10日から令和7年1月17日までの間、職務上請求書の業務の種類欄に司法書士等他士業の業務を記載したことによる。よって、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項に違反。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第1条の2第2項 行政書士は、前項の書類の作成であっても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。</p> <p>行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第5条第1項 行政書士又は行政書士法人は、職務上請求書を、その職務上必要な請求に限り使用できるものとし、これ以外の請求や、身元調査等、人権侵害のおそれがある使用は、これを行ってはならない。</p> <p>島根県行政書士会会則第61条 会員は、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>